

『広報さくほ』 台風 19 号災害関係 第 27 号

令和元年 12 月 17 日（火）（発災 66 日経過）

発災から 2 か月余りが経過し、町も少しずつ落ち着きを取り戻してきていますが、被災された方々にとってはきびしい冬が近づいています。一日も早く、日常を取り戻せるように、町は今後も支援策を続けてまいります。

広報さくほ特別号も 11 月 18 日以来になりますが、本号をもって発行を終了させていただきます。このような形で継続的に情報をお伝えすることは、初めてのことだと思っておりますが、思いがけず多くの皆様にご注目いただきました。

ご愛読いただきありがとうございます。

1 被害状況等

(1) 道路の状況

- 国道 141 号の片側通行は、解除されました。
- 国道 299 号、古谷ダムから十石峠側、レストハウスふるさとから麦草峠側は、冬季閉鎖になりました。
- 中部横断自動車道、主要地方道川上佐久線は通常どおりです。
- 大日向の集落内道路は、平川原 1 号橋から大日向小学校までの間のみ通行止です。
- 県道下仁田佐久穂線は、余地ダムまで通行可能です。
- 町内から群馬県に向かう国道 299 号、林道大上線の 2 路線はいずれも不通です。国道 254 号（内山峠）、国道 18 号（碓氷峠）バイパスなどを迂回してください。

(2) 停電状況

- 停電地域はありません。

(3) 断水状況

- 断水箇所はありません。

(4) 家屋被害の状況 (11/6 現在)

- 全 壊 12 棟（損害割合が 50% 以上）
- 半 壊 52 棟（損害割合が 20% 以上 50% 未満）
- 一部損壊 5 棟（全壊、半壊に至らない損傷（20% 未満））
- 床下浸水 69 棟
- 計 138 棟
- 非住家被害 38 棟

2 佐久穂町が災害対応で提供しているサービスの一覧

(1) 避難所の開設状況

- 避難所は閉設しました。

(2) 携帯電話等の充電可能場所の開設状況

- 充電サービスは終了しました。

(3) 仮設トイレの設置

- 大日向1区生活改善センター、大日向5区下川原橋付近に仮設トイレを設置しています。

(4)入浴サービスの状況

- 終了しました。

(5)災害ごみの収集場所

- 回収は終了しました。

(6)災害ボランティアの募集について

- 新規にボランティア登録をご希望される方は社会福祉協議会 (Tel:86-4273) までご連絡ください。

(7)災害支援寄附等について

- 佐久穂町台風19号災害義援金について (令和2年3月31日まで)
被災された町民への義援金受入れを行っています。八十二銀行本支店窓口及び個人向けインターネットバンキングからの振込は手数料が無料です。振込依頼書又は通帳の写しで、寄附控除を受けるための添付資料とすることができます。

金融機関 : 八十二銀行 (ハチジュウニギンコウ)
佐久町支店 (サクマチシテン)

口座名義 : 佐久穂町台風19号災害義援金
(サクホマチタイフウジュウキユウゴウサイガイギエンキン)

口座番号 : 普通 338863

現金で納入をされる方は、役場会計室 (0267-86-2559 (直)) にお問い合わせください。

「受領書」が不要な方については、募金箱を「役場佐久庁舎・八千穂庁舎」「社協ふれあい・こまどり支所」「茂来館事務所」「農産物直売所まちの駅」に設置しますのでご協力をお願いします。

- 寄附金 (支援金) について (令和2年3月31日まで)
インターネットの「ふるさとチョイス」から、ふるさと納税での寄附を受け付けています。画面指示に従ってご入力いただくと、クレジットカード払いか口座振込により寄附ができます。口座情報は、ふるさとチョイスのお手続き後にこちらからご連絡いたします。
こちら、通常のふるさと納税と同じく税控除の対象です。

(8)インフルエンザ予防接種費用の減免について

- 台風19号に被災され、かつ一定の条件を満たす方を対象に、インフルエンザ予防接種費用の減免をします。詳しくは、健康福祉課 (Tel:86-2528・86-2525) にお問い合わせください。

【対象者】罹災証明書又は被災届出証明書をお持ちの方で、以下の①②のいずれかに該当する者

① 昭和30年4月1日までに生まれた者 (65歳以上)

ただし、60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方も対象となります。

② 中学生、小学生、乳幼児、妊婦

(9)台風19号被災住宅に係る住宅相談について

- お問い合わせは、健康福祉課 (Tel:86-2525) までご連絡ください。

(10)こころとからだの健康相談について

- 被災によって、不安や悲しみ、無力感にとらわれたり、不眠や食欲不振、異常な疲れなどに悩んでおられる方を対象に、保健師等によるこころとからだの健康相談を実施しています。相談は面

談又は電話により行います。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

64歳以下の方は、健康づくり係（TEL:86-2525）、65歳以上の方は、包括支援センター（TEL:86-1550）までご連絡ください。

(11)南佐久環境衛生組合下水道使用料の減免について

- 以下に該当する被災者の方については、下水道使用料の減免を行いますので、南佐久環境衛生組合公共下水道事務所（TEL:86-7710）までお問い合わせください。
 - ① 下水排水設備が設置されている住宅等で、全壊又は半壊の被害を受けた方
 - ② 床上・床下浸水の被害を受けた方で、清掃に水を利用したことが写真等で確認できる方
 - ③ 転居を余儀なくされた方

(12)罹災証明書の発行について

- 罹災証明書についてのお問い合わせは、住民税務課（TEL:0267-86-2526）までお願いします。

(13)医療機関の受診特例

- 被災により家屋が全半壊又は床上浸水した方については、来年2月1日まで医療機関でその旨を申し出ること、保険証及び自己負担金（現金）なしで受診できます。

(14)NHK放送受信料の免除について

- 被災により、半壊又は床上浸水以上の被害を受けた建物の放送受信契約者を対象に、令和元年10月から11月までの2か月間について免除されます。手続きには「罹災証明書」の写しが必要ですので、ご用意いただきますようお願いします。

申請先、手続き方法等詳しい内容について、町ホームページ防災ポータルに掲載しましたのでご覧ください。

(15)佐久水道使用料の減免について

- 被災された方々の水道料金の減免が行われます。対象となる方は、以下の条件を満たした場合となります。詳しい内容は、佐久水道企業団のホームページ(sakusuidou.or.jp/?p=3087)をご覧ください。この申請も、「罹災証明書写し」「被災届出証明書写し」「被災状況写真」のいずれかが必要になります。
 - ① 被災した住宅、家財等の清掃のために水道を利用した場合
 - ② 洪水・土砂等により給水装置（不凍栓・立ち上がり・ボイラー等）が破損し、漏水した場合
 - ③ 被災により、町営・県営住宅等の公営住宅又は民間の賃貸アパート等への転居を余儀なくされ、転居先で企業団の水道を使用する場合。ただし、親族があり同居する場合を除く。

3 佐久穂町の通常サービスの状況について

(1)ゴミの収集について

- ごみ収集は通常どおり行っています。

(2)佐久穂小中学校について

- 通常どおり開校しています。

(3)保育園について

- 町立保育園（栄、海瀬、八千穂）は通常通り開園しています。

(4)こどもセンターについて

- こどもセンターは、通常どおり開設しています。

(5)役場の住民票、各種戸籍、税金、福祉サービスなどの窓口対応

- 通常どおりです。

(6)げんでる号

- 大日向地区は、大日向3区平川原1号橋から大日向小学校の区間を除き、集落内町道の通行を再開しました。それ以外は通常どおり運行しています。

4 注意喚起情報

(1)犯罪防止について

- 被災地において警察や消防団などの公的機関の職員をかたる不審者情報や、災害に便乗した詐欺、悪質商法と思われる不審電話が報告されていますので十分注意してください。

5 その他

- 岐阜県からの支援チーム6名が、12月末まで土木設計等に従事するため滞在されています。

佐久穂町役場総合政策課 TEL : 0267-86-2553